

【別記様式の一覧（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則により定める様式）】

規則別記様式第1号	申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
規則別記様式第1号の2	申請の補正書・・・・・・・・・・・・・・・・	6
規則別記様式第2号	意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
規則別記様式第3号	登録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
規則別記様式第4号	登録証・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
規則別記様式第5号	生産者団体を追加する変更の申請書・・・・・・・・	12
規則別記様式第5号の2	生産者団体を追加する変更の申請の補正書・・・・・・・・	14
規則別記様式第6号	生産者団体を追加する変更に係る意見書・・・・・・・・	16
規則別記様式第7号	登録内容の変更の申請書・・・・・・・・	18
規則別記様式第7号の2	登録内容の変更の申請の補正書・・・・・・・・	20
規則別記様式第8号	登録内容の変更の申請に係る意見書・・・・・・・・	22
規則別記様式第8号の2	明細書の変更承認の申請書・・・・・・・・	24
規則別記様式第9号	登録の取消に係る意見書・・・・・・・・	26
規則別記様式第10号	指定に係る意見書・・・・・・・・	27
規則別記様式第11号	指定の変更に係る意見書・・・・・・・・	28
規則別記様式第12号	指定の取消に係る意見書・・・・・・・・	29

別記様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

☐申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が申請者である場合には、「☐申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「☐代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☐単独申請 ☐共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

（3）申請者の法形式：

2 農林水産物等の区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：

3 農林水産物等の名称（注4）

名称（フリガナ）：

（注4）名称が複数ある場合には、全部記載すること。なお、日本国外への輸出を想定している場合には、輸出時に使用する名称についても併せて記載することができる。

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲（注5）：

（注5）併せて、生産地の位置関係を示す図面を添付することもできる。

5 農林水産物等の特性

（説明）

6 農林水産物等の生産の方法

（説明）（注6）

（注6）「説明」欄には、特性の付与又は保持のために行われる行為及び最終製品の画定に必要な情報を記載する。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

（説明）（注7）

（注7）5の品質、社会的評価等の特性が4の生産地の気候、風土等の自然的要因又は史実、風習、製法、立地等の人的要因からもたらされたことが説明できるよう、当該要因と当該特性との結び付きを記載する。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

（説明）（注8）

（注8）申請農林水産物等の発祥、生産の開始時期、祭事や郷土料理等の地域の文化とのつながり、生産地内外の需要者の特性に関する認識等、当該特性が確立したものであることの理由を記載する。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

☐ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当する（注9）

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）:

法第13条第2項該当の有無（注10）：

☐ 法第13条第2項第1号に該当する

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☐ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当しない
（注9）法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標は全て記載すること。
（注10）該当する登録商標が複数ある場合は登録商標ごとに記載すること。

10 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- ☐ 1 明細書
- ☐ 2 生産行程管理業務規程
- ☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- ☐ 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
 - ☐ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
 - ☐ (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
 - ☐ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- ☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書
- ☐ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- ☐ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名（注11）：
- ☐ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名（注11）：
- ☐ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等
書類名（注11）：
- ☐ 10 申請農林水産物等の写真
- ☐ 11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- ☐ 12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文（注11）書類が複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記様式第一号の二（第七条の二関係）

特定農林水産物等の登録の申請の補正

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請の補正をします。

（この補正書を提出する者（注1））

☐申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

（注1）

イ この補正書を提出する者が申請者である場合には、「☐申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 申請者」に記載する。

ロ この補正書を提出する者が代理人である場合には、「☐代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☐ 単独申請 ☐ 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

（注2）共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

2 申請番号

3 申請農林水産物等の区分

4 申請農林水産物等の名称

5 補正の通知の年月日

6 補正事項（注3）

（補正事項）

（補正の内容）

（注3）

- 1 申請書の記載事項の補正に当たっては、「補正事項」欄に補正の通知に記載された補正事項を、「補正の内容」欄に補正後の申請書の記載事項を記載する。なお、補正事項が2以上ある場合にあっては、「6 補正事項」欄に、補正事項ごとに（ ）で枝番号を付した上で、それぞれに「補正事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて記載する。ただし、補正事項が多岐にわたる場合にあっては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った申請書を1通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 書類（明細書及び生産行程管理業務規程を含む。）の不添付又はその記載に係る補正に当たっては、「補正事項」欄に補正に係る書類名を、「補正の内容」欄に提出する書類名を記載し、登録の申請の補正書に当該書類を添付する。

7 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

別記様式第二号（第八条関係）

意 見 書
(登録の申請の公示)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：(〒)

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる登録の申請

(1) 登録の申請の番号及び年月日

(2) 申請農林水産物等の区分

(3) 申請農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の登録の申請は、

☐ 登録すべきである。

(理由)

☐ 次の理由から登録を拒否すべきである（複数選択も可）。

☐ 法第13条第1項第2号に該当する。

(理由)

☐ 法第13条第1項第3号に該当する。

(理由)

☐ 法第13条第1項第4号に該当する。

(理由)

☐ その他

3 添付書類の目録（注）

（注） 意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

4 意見書の提出に当たっての確認事項

本意見書については、その写しが、法第9条第2項の規定に基づき、登録の申請をした生産者団体に送付される。当該写しにおける提出者の住所、氏名、電話番号について、

☐ 記載のまま送付

☐ 住所を市町村（又はこれに相当する行政区画）名まで表示した上で送付（それ以外の住所、氏名、電話番号は黒塗り）

を希望する。

別記様式第三号（第十二条関係）

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 号	登録年月日	令和 年 月 日
申請番号	第 号	申請年月日	令和 年 月 日
特定農林水産物等の区分			
特定農林水産物等の名称			
特定農林水産物等の生産地			
特定農林水産物等の特性			
特定農林水産物等の生産の方法			
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由			
特定農林水産物等の特性が確立したものであることの理由			
規則第5条第2項各号に掲げる事項			
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名			
備考 （注）登録事項の変更があった場合には、変更年月日及び変更に係る事項の概要を記載する。			

別記様式第四号（第十四条関係）

特定農林水産物等登録証

- 1 登録番号
- 2 登録の年月日
- 3 特定農林水産物等の区分
- 4 特定農林水産物等の名称
- 5 登録生産者団体
住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

上記の事項は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第12条第2項の規定に基づく特定農林水産物等登録簿に記載される事項と相違しない。

年 月 日

農林水産大臣 氏名

別記様式第五号（第十七条関係）

特定農林水産物等の変更の登録の申請
(生産者団体を追加する変更の登録の申請)

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

(この申請書を提出する者（注1）)

☐変更申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：(〒)

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

(注1)

イ この申請書を提出する者が変更申請者である場合には、「☐変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「☐代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 変更申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

☐単独申請 ☐共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職（注2）

住所（フリガナ）：(〒)

名称（フリガナ）：

代表者（管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

(3) 変更申請者の法形式：

2 登録番号（注4）

（注4）生産者団体の追加を求める登録に係る登録番号を記載すること。

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- ☐ 1 明細書
- ☐ 2 生産行程管理業務規程
- ☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- ☐ 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
 - ☐ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
 - ☐ (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
 - ☐ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- ☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書
- ☐ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- ☐ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名（注5）：
- ☐ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名（注5）：
- ☐ 9 前記3から8までの書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文

（注5）書類が複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記様式第五号の二（第十七条関係）

変更の登録の申請の補正
(生産者団体を追加する変更の登録の申請)

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第15条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請の補正をします。

(この補正書を提出する者（注1）)

☐変更申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：(〒)

氏名（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

(注1)

イ この補正書を提出する者が変更申請者である場合には、「☐変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この補正書を提出する者が代理人である場合には、「☐代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 変更申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

☐ 単独申請 ☐ 共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職（注2）

住所（フリガナ）：(〒)

名称（フリガナ）：

代表者（管理人）の氏名及び役職：

(注2) 共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

2 変更の登録の申請番号及び年月日

申請の年月日

申請番号

3 登録番号（注3）

(注3) 生産者団体の追加を求める登録に係る登録番号を記載すること。

4 登録に係る特定農林水産物等の名称

5 補正の通知の年月日

6 補正事項（注4）

（補正事項）

（補正の内容）

（注4）

- 1 申請書の記載事項の補正に当たっては、「補正事項」欄に補正の通知に記載された補正事項を、「補正の内容」欄に補正後の申請書の記載事項を記載する。なお、補正事項が2以上ある場合にあっては、「6 補正事項」欄に、補正事項ごとに（ ）で枝番号を付した上で、それぞれに「補正事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて記載する。ただし、補正事項が多岐にわたる場合にあっては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った申請書を1通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 書類（明細書及び生産行程管理業務規程を含む。）の不添付又はその記載に係る補正に当たっては、「補正事項」欄に補正に係る書類名を、「補正の内容」欄に提出する書類名を記載し、変更の登録の申請の補正書に当該書類を添付する。

7 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

別記様式第六号（第十七条関係）

意 見 書
（生産者団体を追加する変更の登録の申請の公示）

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第15条第2項において準用する法第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる変更の登録の申請

（1）変更の登録の申請の番号及び年月日

（2）登録番号

（3）登録に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の変更の登録の申請は、

☐ 登録すべきである。

（理由）

☐ 次の理由から登録を拒否すべきである（複数選択も可）。

☐ 法第13条第1項第2号に該当する。

（理由）

☐ 法第13条第1項第4号に該当する。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録（注）

（注）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

4 意見書の提出に当たっての確認事項

本意見書については、その写しが、法第15条第2項において準用する法第9条第2項の規定に基づき、変更の登録の申請をした生産者団体に送付される。当該写しにおける提出者の住所、氏名、電話番号について、

☐ 記載のまま送付

☐ 住所を市町村（又はこれに相当する行政区画）名まで表示した上で送付（それ以外の住所、氏名、電話番号は黒塗り）を希望する。

別記様式第七号（第十八条関係）

特定農林水産物等の変更の登録の申請
(特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録の申請)

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

☐ 変更申請者（1に記載） ☐ 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が変更申請者である場合には、「☐変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「☐代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 変更申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☐ 単独申請 ☐ 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）変更の登録の申請の対象となる登録に係る登録生産者団体が複数ある場合には、その全部を記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

2 登録番号（注4）

（注4）変更の登録の申請の対象となる登録に係る登録番号を記載すること。

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 変更を求める事項（注5）

（注5）変更箇所が分かるように修正した特定農林水産物等登録簿を添付すること。

5 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

☐ 1 明細書

☐ 2 生産行程管理業務規程

☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類

☐ 4 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書

☐ 5 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名（注6）：

☐ 6 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する
書類
書類名（注6）：

☐ 7 変更に係る事項が法第7条第1項第2号又は第4号から第7号までに掲げる事項である場合には、変更の登録の申請に係る農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等
書類名（注6）：

☐ 8 変更の登録の申請に係る農林水産物等の写真

☐ 9 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類

☐ 10 前記3から7まで及び9の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文

（注6）書類が複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記様式第七号の二（第十八条関係）

変更の登録の申請の補正
(特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録の申請)

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第16条第3項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請の補正をします。

(この補正書を提出する者（注1）)

☐変更申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

(注1)

イ この補正書を提出する者が変更申請者である場合には、「☐変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この補正書を提出する者が代理人である場合には、「☐代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 変更申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

☐ 単独申請 ☐ 共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

（注2） 変更の登録の申請の対象となる登録に係る登録生産者団体が複数ある場合には、その全部を記載すること。

2 変更の登録の申請番号及び年月日

申請の年月日

申請番号

3 登録番号（注3）

（注3） 登録事項の変更を求める登録に係る登録番号を記載すること。

4 登録に係る特定農林水産物等の名称

5 補正の通知の年月日

6 補正事項（注4）

(補正事項)

(補正の内容)

(注 4)

- 1 申請書の記載事項の補正に当たっては、「補正事項」欄に補正の通知に記載された補正事項を、「補正の内容」欄に補正後の申請書の記載事項を記載する。なお、補正事項が 2 以上ある場合にあっては、「6 補正事項」欄に、補正事項ごとに () で枝番号を付した上で、それぞれに「補正事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて記載する。ただし、補正事項が多岐にわたる場合にあっては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った申請書を 1 通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 書類（明細書及び生産行程管理業務規程を含む。）の不添付又はその記載に係る補正に当たっては、「補正事項」欄に補正に係る書類名を、「補正の内容」欄に提出する書類名を記載し、変更の登録の申請の補正書に当該書類を添付する。

7 連絡先（文書送付先）

住所：(〒)

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

別記様式第八号（第十八条関係）

意 見 書

（特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録の申請の公示）

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第3項において準用する法第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる変更の登録の申請

（1）変更の登録の申請の番号及び年月日

（2）登録番号

（3）登録に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の変更の登録の申請は、

☐ 登録すべきである。

（理由）

☐ 次の理由から登録を拒否すべきである（複数選択も可）。

☐ 法第13条第1項第2号に該当する。

（理由）

☐ 法第13条第1項第3号に該当する。

（理由）

☐ 法第13条第1項第4号に該当する。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録（注）

（注）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

4 意見書の提出に当たっての確認事項

本意見書については、その写しが、法第16条第3項において準用する法第9条第2項の規定に基づき、変更の登録の申請をした生産者団体に送付される。当該写しにおける提出者の住所、氏名、電話番号について、

☐ 記載のまま送付

☐ 住所を市町村（又はこれに相当する行政区画）名まで表示した上で送付（それ以外の住所、氏名、電話番号は黒塗り）

を希望する。

別記様式第八号の二（第十八条の二関係）

明細書の変更の承認の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条の2第2項の規定に基づき、次のとおり明細書の変更の承認の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

☐変更申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が変更申請者である場合には、「☐変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「☐代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 変更申請者

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス（注2）：

（注2）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

2 登録番号（注3）

（注3）変更の承認の申請の対象となる登録に係る登録番号を記載すること。

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 変更を求める事項（注4）

（注4）変更箇所が分かるように修正した明細書を添付すること。

5 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

意 見 書
(登録の取消しの公示)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第22条第2項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる取消しをしようとする登録

（1）登録番号

（2）登録に係る特定農林水産物等の名称

（3）登録生産者団体の名称及び住所

2 意見の内容

上記1の登録は、

☐ 取り消すべきである。

（理由）

☐ 取り消すべきではない。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録（注）

（注）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

意 見 書
(指定前の公示)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：(〒)

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる指定

（1）指定前の公示の番号及び年月日

（2）指定対象特定農林水産物等の区分

（3）指定対象特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の指定は、

☐ 指定すべきである。

（理由）

☐ 次の理由から指定すべきでない（複数選択も可）。

☐ 法第29条第1項第1号に該当する。

（理由）

☐ 法第29条第1項第2号に該当する。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録（※）

（※）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

別記様式第十一号（第二十五条関係）

意 見 書
(指定の変更前の公示)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：(〒)

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第31条第2項において準用する法第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる指定の変更

（1）指定の変更前の公示の番号及び年月日

（2）指定番号

（3）指定に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の指定は、

☐ 指定すべきである。

（理由）

☐ 次の理由から指定すべきでない（複数選択も可）。

☐ 法第29条第1項第1号に該当する。

（理由）

☐ 法第29条第1項第2号に該当する。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録（※）

（※）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

意 見 書
(指定の取消し前の公示)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：(〒)

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第32条第2項において準用する同法第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる取消しをしようとする指定

(1) 指定番号

(2) 指定に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の指定は、

☐ 取り消すべきである。

(理由)

☐ 取り消すべきではない。

(理由)

☐ その他

3 添付書類の目録（※）

（※）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。